

墨田区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第14号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条の2及び第15条の3第1項中「、両国公会堂」を削る。

別表第3 2公園施設の使用料の部及び別表第4中「1箇所」を「1か所」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5

有料施設

公園名	種別	名称	数量
墨田区立緑町公園	庭球場	緑町公園テニスコート	1面
墨田区立豎川第一公園	弓道場	墨田区弓道場	1か所
墨田区立錦糸公園	野球場	錦糸公園野球場	2面
	競技場	錦糸公園競技場	1か所
	庭球場	錦糸公園テニスコート	4面
	体育館	墨田区総合体育館	1か所
墨田区立堤通公園	庭球場	堤通公園テニスコート	2面
墨田区立隅田公園	野球場	隅田公園少年野球場	1面
	魚つり場	隅田公園内魚つり場	1か所
	自動車 駐車場	隅田公園自動車駐車場	1か所
墨田区立荒川四ツ木橋緑地	野球場	荒川四ツ木橋緑地野球場	2面
		荒川四ツ木橋緑地少年野球場	4面
	競技場	荒川四ツ木橋緑地競技場	1か所
	球技場	荒川四ツ木橋緑地球技場	1面
		荒川四ツ木橋緑地少年サッカー 一場	2面
墨田区立東あずま公園	集会場	東あずま公園集会所	1か所

墨田区立大横川親水公園	庭球場	大横川親水公園テニスコート	2 面
墨田区立東墨田公園	野球場	東墨田公園少年野球場	2 面
墨田区立立花大正民家園	旧 宅	立花大正民家園旧小山家住宅	1 棟

備考

- 1 隅田公園自動車駐車場を使用することができる自動車は、大型車及び中型車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。以下同じ。）並びに規則で定める車両とする。
- 2 隅田公園内魚つり場を使用することができる者は、小中学校の児童・生徒及び区長が適当と認める者とする。

第2条 墨田区立公園条例の一部を次のように改正する。

第15条の2の見出し中「墨田区総合体育館等」を「すみだ北斎美術館等」に改め、同条中「墨田区総合体育館」を「、すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館」に改める。

第15条の3第1項中「墨田区総合体育館」を「すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館」に改める。

別表第5 墨田区立緑町公園の項を次のように改める。

墨田区立緑町公園	庭球場	緑町公園テニスコート	1 面
	美術館	すみだ北斎美術館	1 か所

付 則

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は墨田区規則で定める日から施行する。